

令和6年度

# 神奈川県高校生等奨学給付金 (家計急変世帯対象給付・国公立)

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要)

家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となった世帯が対象

1 申請できる方 次の要件のすべてを満たすことが必要です。

(1) 家計急変による経済的理由により、保護者全員の年収見込が住民税所得割非課税相当になったと認められること。

<住民税所得割非課税に相当する年収見込> 9名扶養以上の場合はお問合せください。

扶養人数	0名扶養	1名扶養	1名扶養 ※ひとり親世帯	2名扶養	3名扶養
①個人事業者	450,000円以下	1,120,000円以下	1,350,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下
②給与所得者	1,000,000円未満	1,704,000円未満	2,044,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満
扶養人数	4名扶養	5名扶養	6名扶養	7名扶養	8名扶養
①個人事業者	2,170,000円以下	2,520,000円以下	2,870,000円以下	3,220,000円以下	3,570,000円以下
②給与所得者	3,216,000円未満	3,704,000円未満	4,140,000円未満	4,576,000円未満	5,016,000円未満

- 保護者が複数いる場合は、それぞれの保護者について年収見込を確認してください。
- 個人事業者は、家計急変後の年収見込(売上ー必要経費)が①に該当すること。
- 給与所得者は、家計急変後の年収見込(通勤手当を除く給与収入)が②に該当すること。
- 保護者全員の令和6年度の住民税の所得割が非課税である世帯、または令和6年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護(生業扶助)を受給している世帯は通常給付でお申込みください。

(2) 保護者の方が認定基準日に神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

# 2024年度 神奈川县高中生等助学金 (以家庭经济状况急剧恶化者为对象・用于国立公立高中)

用于补贴学费以外的教育经费无需偿还的助学金(需要申请)

因家庭收入锐减导致父母双方的年收入预期相当于非课税的家庭为对象

## 1 可以提出申请的同学 必须符合以下所有条件

(1) 由于家庭经济状况急剧恶化，致使家庭年收入预计降至非课税水平

<住民税所得税比率属于非课税的年收入估算举例> 抚养9人以上的情况请另行咨询。

抚养人数	0人	1人	1人 ※单亲家庭	2人	3人
①个体经营者	450,000 日元以下	1,120,000 日元以下	1,350,000 日元以下	1,470,000 日元以下	1,820,000 日元以下
②工薪家庭	不足 1,000,000 日元	不足 1,704,000 日元	不足 2,044,000 日元	不足 2,216,000 日元	不足 2,716,000 日元
抚养人数	4人	5人	6人	7人	8人
①个体经营者	2,170,000 日元以下	2,520,000 日元以下	2,870,000 日元以下	3,220,000 日元以下	3,570,000 日元以下
②工薪家庭	不足 3,216,000 日元	不足 3,704,000 日元	不足 4,140,000 日元	不足 4,576,000 日元	不足 5,016,000 日元

- 如果家长不止一人,需要逐一确认其年收入的预估额。
- 如果是个体经营,则家庭经济恶化后的预估年收入额(即销售额-必要经费)在表中①的范围内。
- 如果是工薪家庭,则家庭经济恶化后的预估年收入额(除交通费外的工资收入)在表中②的范围内。
- 如果是父母双方在2024年度的住民税均为非课税;或者2024年7月1日当时该高中生正在接受生活保护(生业扶助对象),则按一般申请办理。

(2) 家长在认定基准日当时拥有神奈川县内的登记住所

- 如果住址登记地在神奈川县之外,请向您的住址地所在都道府县进行确认。

(3) 対象となる高校生等が認定基準日に高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等に生活保護(生業扶助)が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。 ※高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。

◆ 認定基準日

- ・ 令和6年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和6年7月1日が認定基準日となります
- ・ 令和6年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月(家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月)の1日が認定基準日となります。

2 申請期限 令和6年12月13日(金)

※ 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。

- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2箇月後の未頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 申請書提出先 認定基準日現在に在学する(していた)学校の事務室

- 神奈川県外の国公立学校に在学の場合は、申請書裏面に学校の証明を受けた後、直接、神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 ☎045-210-8251(直通)へ申請してください。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。
- ※ 授業料以外の教育費の例:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等
- 授業料以外の教育費に係る費用で未済がないことについて学校長の確認が必要となります。

### (3) 补贴对象学生在认定基准日当时属于高中在校生

- 拥有享受“高等学校等就学支援金”或“学び直し支援金”资格的学生。
- 如果高中生本人属于生活保证的“生业扶助”对象，则不在补贴范围内。
- 如果高中生本人入住于儿童福利设施（不包括母子生活援助设施）或由领养人抚养且依据行政规定得到“けんがくりょこうひ見学旅行費”或“とくべついくせいひ特別育成費”补助的情况下，则不属于此次补助对象。
- 这里所说的“高等学校”指普通高中（不包括专攻科和别科）、中等教育学校（后期课程）、高等专门学校（一年级至三年级）、专修学校以及各类学校中开设有与高中同类课程的学校。 ※ 还包括高中以及中等教育学校后期课程的专攻科。

#### ◆所谓认定基准日

- 2024年7月1日之前家庭经济状况发生急剧恶化的情况，认定基准日为2024年7月1日。
- 2024年7月2日以后家庭经济状况发生急剧恶化的情况，认定基准日为发生骤变月份的下一个1日。（如果骤变发生在某一个月的第一天，则当月1日为认定基准日）

## 2 申请期限：2024年12月13日（星期五）

※ 提交的资料有待审查，所以请尽早提交。

- 如果家中同时抚养有多个高中生，需要分别向各自所在的学校提出申请。

## 3 拨款日期：预计在提出申请月份的两个月后。

（例如）7月份申请→预计到9月末拨款

- 如果申请人数过于集中，拨款的日期还可能拖延。

## 4 申请提交窗口是认定基准日当时的学籍所在高中办公室

- 如果是在神奈川县以外的国立或公立学校就读者，需要将背面加盖了所在学校公章的申请书直接交到**神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ**  
（〒231-8588 横浜市中区日本大通1）☎045-210-8251（直通），提出申请。

## 5 资助的条件 除学费以外的其他教育经费。

- 因为此项助学金是为了**补贴除学费以外的教育经费**，如有拖欠这些费用的情况，则需要用此助学金做相应的抵消。  
※ 学费之外的教育经费举例：如教科书、教材等学习用品、上学所需的被服费、校外活动经费、学生会费、P T A家长会费、购买入学用品、修学旅行积金等
- 学费之外的教育经费是否有拖欠需要经校长确认。

## 6 支給額

- 世帯区分、在学する学校の課程及び家計急変の発生した日により支給額が異なります
- 「対象者及び給付額確認シート」を参照してください

### ● 対象となる高校生等1人あたりの給付額（※）

※ 7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額

世帯区分		全日制 定時制	通信制	専攻科
15歳以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹が	いない	122,100円	50,500円	50,500円
	いる	143,700円		

## 7 提出書類

- (1)～(8)に記載してある書類を提出してください
- 提出前に漏れや必要書類の漏れがないことを確認してください
- 不備があると支給が遅くなります

### (1) 高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書(第1号様式の2)

### (2) 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳のコピー等)

- 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の通帳のコピー等を提出してください。

※ 通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。

### (3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類(①は必須②は一部必須)

#### ① 家計急変理由書(様式A)

#### ② 様式Aの記載内容を確認するための書類(以下のとおり、コピー可)

No	家計急変理由	必要書類
1	給与所得者で離職・解雇 (定年退職の場合を除く)	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書 のいずれか(必須)
2	個人事業主で事業の廃業	廃業等届出、破産宣告通知書のいずれか(必須)
3	給与所得者で収入減	減額通知書等(会社から交付されている場合のみ)
4	個人事業主で収入減	公的支援の受給証明書(収入減少があった者を対象とした公的支援を受けている場合のみ。 例:持続化給付金や家賃支援給付金等の給付通知書)
5	親権者の離婚・死別等	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)、離婚届受理証明書のいずれか(必須)

## 6 资助金额 · 根据家庭收入不同以及所在学校的种类不同而有所区别以及家庭预算突然发生变化的日期。

· 请参考「对象者及び給付額確認シート（资助对象以及资助金额确认单）」

### ● 助学金支付对象每名高中生的补贴金额（※）

※如果家庭在7月2日之后突然改变，则每月分期付款将以基准日期之后的月数为基础。

家庭类型		全日制·分部制	函授制	专攻科
家里是否有 15 岁以上 23 岁以下（不含 23 岁）、仍被父母所抚养的兄弟姐妹	没有	122,100 日元	50,500 日元	50,500 日元
	有	143,700 日元		

## 7 需要提交的资料

- 请提交(1)～(8)所记载的文件资料。
- 提交之前请确认表格填写是否有遗漏以及附加资料是否齐全。
- 如有欠缺可能会造成拨款日期拖后。

### (1) 高中生等助学补贴（家庭经济状况急剧恶化）申请书（第 1 号格式之 2）

### (2) 可以确认转账用银行账号的资料（如银行存折的复印件等）

- 请将印有金融机构名称、分店名称、存款种类（存款种类是指〈普通口座〉或者〈貯蓄口座〉）、账号以及账户持有人姓名（片假名）的部分复印下来。

※ 一般是在存折封面的内页上。

### (3) 可以证明家长经济状况恶化的突发原因的资料（以下①必交②根据情况选择提交）

#### ① 家庭收入锐减理由书(县里规定的格式A)

#### ② 对格式A所记载的内容进行确认的文件（以下各项，复印件也可）

No	家庭收入锐减理由	必要的文件资料
1	工薪收入者发生了离职、被解雇的情况（退休者除外）	《離職票》、《雇用保険受給資格者証》、《解雇通知書》中任意一种 <u>（必须）</u>
2	个体经营者关闭停业的情况	《廃業等届出》、《破産宣告通知書》中任意一种 <u>（必须）</u>
3	工薪收入者收入减少	《減額通知書等》（如果可以从公司得到的话）
4	个体经营者的收入减少	接受公共援助的《受給証明書》（如果接受了以收入减少为条件的公共援助的话。 例如：《持續化給付金》或《家賃支援給付金》等支付通知书
5	家长的离婚或一方死亡	《戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）》、《戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）》、《離婚届受理証明書》中的任意一种 <u>（必须）</u>

- (4) 家計急変前の収入を証明する書類(①～③のいずれか)
- ① 令和6年度 市町村民税・県民税 課税証明書の原本又はコピー  
 ② 令和6年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー  
 ③ 令和6年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー
- ※ 保護者全員分の書類が必要です。

(5) 家計急変後の収入を証明する書類(①・②のいずれか)

- ① 給与所得者で収入減の場合(ア・イのいずれか)
- ア 勤務先作成の給与見込(給与証明書(様式B)又は勤務先の様式)  
 ※ 賞与の支給の有無と令和6年の賞与支給見込も記載してください。
- イ 給与明細の写し + 令和6年分の賞与支給(見込)申出書(様式C)  
 ※ 支給済の賞与がある場合は賞与明細の写しも添付してください。
- ② 個人事業者で収入減の場合(ア・イのいずれか)
- ア 税理士又は公認会計士の作成した証明書類  
 イ 収入申告書(様式D)  
 ※ 必要経費内訳のわかるものの写しを添付してください。

- ※ ①・②は、離婚後の親権者が給与所得者、個人事業主の場合も含まれます。
- ※ 家計が急変した後の連続した3か月分(申請時点で事由が発生してから4か月以上経過している場合、申請月の前3か月分)の証明が必要です。
- (例1) 家計が急変した月：5月 ⇒ 5月分～7月分  
 (例2) 家計が急変した月：11月 ⇒ 11月分～1月分
- 収入証明書類が12月13日以降にしか用意できない場合は、用意でき次第ご提出いただきます。

- ※ 離職・解雇・廃業・離婚・死別により家計急変後の収入がない場合、その旨を様式Aの申立欄に記載してください。
- ※ 令和6年度の住民税所得割が非課税である保護者の収入証明書類は提出不要です。

(6) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類(①・②必須)

- ① 扶養誓約書(様式E)  
 ※ 扶養者1名ごとに1枚作成してください。
- (例) 4人世帯で父が第1子を扶養、母が第2子を扶養している場合⇒父で1枚、母で1枚
- ② 様式Eの記載内容を確認するための書類(ア～イのいずれか)
- ア 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書(コピー可)  
 ※ (4)で提出した書類で確認できる場合は、重複して提出する必要はありません。
- イ 令和5年分の源泉徴収票のコピー

(4) 可以证明经济状况恶化前家庭收入的资料（以下资料中的任何一个）

① 2024 年度《市町村民税・県民税 課税証明書》（复印件也可）

② 2024 年度《市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書》的复印件

③ 2024 年度《市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書》的复印件

※ 需要所有家长的证明文件。

(5) 可以证明经济状况恶化后家庭收入的资料（以下①・②中的任意一个）

① 工薪收入者收入减少的情况（ア・イ中的任意一个）

ア 所在公司开具的工资预定金额（《给与証明書（格式B）》或者是公司本身的格式）

※ 应记录有是否有年终奖以及2024年的年终奖预定金额。

イ 工资明细复印件 + 2024年年终奖预定金额申报书（格式C）

※ 如果已拿到了部分奖金，请附加《赏与明細》的复印件。

② 个体经营者收入减少的情况（ア・イ中任意一个）

ア 由税理士或公认会计师出具的证明材料

イ 收入申报书（格式D）

※ 请另附可以证明必要经费内容的资料复印件。

※ ①・②包括已经离婚的工薪收入者和个体经营者的单亲家长。

※ 经济急剧恶化后连续3个月的（提出申请时据发生变故已超过4个月的话，请提交申请前的3个月的）证明。

（例1）家庭收入恶化是5月， ⇒需要提交5月～7月的证明

（例2）家庭收入恶化是11月， ⇒需要提交11月～1月的证明

如果收入证明资料只能到12月13日以后才能拿到，就请在拿到后立即提交。

※ 因离职、关闭、离婚或父母一方死亡而断绝生活来源导致经济恶化的情况，请在**格式A的申报栏**内申明。

※ 2024年度居民所得税为非课税的家长，不需要提交收入证明。

(6) 能够确认家长需要抚养的人数及其年龄的资料（①和②均需要提交）

① “<sup>ふようせいやくしょ</sup>扶養誓約書”（格式E）

※ 每一个抚养人需要填写一张。

（例） 4人家庭中父亲负责抚养长子母亲负责抚养次子⇒父母各填一张

② 可以确认格式E所填内容的资料（ア～イ中的任意一个）

ア 没有省略被抚养家族姓名的课税证明书（复印件也可）

※ 如果在(4)中提交的资料中可以得到确认，则不需重复提交。

イ 2023年的“<sup>げんせんちゅうしゅうひょう</sup>源泉徴収票”的复印件



こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん かけいきゅうへんせたいたいしょうきゅうふ たいしょうしやおよ きゅうふがくかくにん  
高校生等奨学給付金(家計急変世帯対象給付) 対象者及び給付額確認シート

高中等在校生助学金 (家庭经济状况恶化的家庭为对象)  
资助对象及资助金额确认单

- Q 1. 認定基準日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？  
截至认定基准日，学生家长是否居住在神奈川县内？  
是→Q 2、不是→A1



- Q 2. 認定基準日現在、高校生等は学校に在籍していますか？  
截至认定基准日，学生是否保留有高中等在校学籍？  
是→Q 3、不是→A2



- Q 3. 認定基準日現在、高校生等は生活保護(生業扶助)を受けていますか？  
截至认定基准日，该高中生是否享受生活保护项目中的“生业扶助”？  
是→A3、不是→Q 4



- Q 4. 保護者全員の令和6年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円  
(非課税)ですか？  
学生父母双方家长2024会计年度的“都道府県民税所得割額”和“市町村民税所得割額”  
是否为零(非课税)？  
是→A3、不是→Q 5



- Q 5. 家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となりましたか？  
由于家庭收入的突然变化，所有父母的预期年收入会免税吗？  
是→Q 6、不是→A2



- Q 6. 通信制または専攻科の高校生等はいますか？  
是否有函授制高中和专攻科的高中生？  
是→A4、不是→Q 7



- Q 7. 高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？  
家里是否有除高中生之外的15岁(初中生除外)至23岁被扶养的兄弟姐妹？  
有→A5、没有→Q 8



- Q 8. 2人以上の高校生等がいますか？  
家里是否有两个人以上的高中生？  
有→A6、没有→A7

**A1.** 都道府県ごとに制度が異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。

各都道府県の制度政策有所不同，所以请向所居住的都道府县咨询。

**A2.** 対象外です。

不属于补贴对象。

**A3.** 家計急変世帯に該当しませんが、通常給付の申込が可能です。

※生活保護世帯は、令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている場合に限りです。

不属于经济状况急剧恶化的家庭，可以用通常申请方式提出申请※

※接受生活保护的家庭，限于截至2024年7月1日为准，正在接受“生业扶助”者。

**A4.** 通信制・専攻科の高校生等については「通信制」「専攻科」の給付額です。

国公立 50,500円 私立 52,100円

对于函授制・专攻科的高中在校生支付「通信制」「专攻科」的金额。

国公立高中为 50,500日元 私立高中为 52,100日元

通信制・専攻科以外の高在校生等がいる場合は「非課税世帯・第2子」の給付額です。

国公立 143,700円 私立 152,000円

如果家中有函授制高中・专攻科以外的高中在校生，则享受「非课税家庭的・第2子」的补助金额。国公立高中为143,700日元 私立高中为152,000日元

**A5.** 「非課税世帯・第2子」の給付額です。国公立 143,700円 私立 152,000円

享受「非课税家庭的・第2子」的补助金额。

国公立高中为143,700日元 私立高中为152,000日元

**A6.** 1人目の高校生等は「非課税世帯・第1子」の給付額です。

国公立 122,100円 私立 142,600円

家中的第一个高中生支付「非课税家庭的・第1子」的补助金额。

国公立高中为122,100日元 私立高中为142,600日元

2人目以降の高在校生等は「非課税世帯・第2子」の給付額です。

国公立 143,700円 私立 152,000円

家有2个以上高中生，则支付「非课税家庭的・第2子」补助金额。

国公立高中为143,700日元 私立高中为152,000日元

**A7.** 「非課税世帯・第1子」の給付額です。国公立 122,100円 私立 142,600円

「非课税家庭的・第1子」的补助金额。国公立高中为122,100日元 私立高中为142,600日元

◆上記の単価は年額の例です。7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額となりますので上記の単価とは異なります。

◆以上の标价是全年度金额。如果是7月2日以后经济急剧恶化的情况，则会根据认定基准日以后的月数按月计算。所以可能与上表的标价有出入。